

「審査事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成15年4月4日施行

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第2章 自動車の審査(事務関係)</b></p> <p><b>2-5 (審査結果通知書の記載事項等)</b></p> <p>2-5-9 検査票2の乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。ただし、保安基準第55条に基づく基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車にあっては、「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被けん引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び第4条の2(軸重等)に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。</u></p> <p><u>最大積載量欄には基準最大積載量(保安基準第53条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。)を記載するとともに、基準緩和最大積載量(基準緩和を必要とする分割不可能な単体物品を輸送する場合において車両の構造・装置の限界を超えない範囲で定める最大積載量をいう。以下同じ。)を括弧書で記載する。</u></p> <p><u>車両総重量欄には基準車両総重量(保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。)を記載するとともに、基準緩和車両総重量(基準緩和最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。)を括弧書で記載する。</u></p> <p><u>備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。</u></p> <p>(例) (略)</p> <p>(7) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」(平成15年3月31日自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被けん引自動車については、次の各号によるものとし、そ</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 自動車の審査(事務関係)</b></p> <p><b>第3章</b></p> <p><b>2-5 (審査結果通知書の記載事項等)</b></p> <p>2-5-9 検査票2の乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。ただし、保安基準第55条に基づく基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車にあっては、「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被けん引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(6) <u>基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られるものについては次の例により、最大積載量欄には基準最大積載量(保安基準第53条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。)と基準緩和最大積載量(基準緩和を必要とする分割不可能な単体物品を輸送する場合において車両の構造・装置の限界を超えない範囲で定める最大積載量をいう。以下同じ。)を括弧書で、車両総重量欄には基準車両総重量(保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。)と基準緩和車両総重量(基準緩和最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。)を括弧書でそれぞれ併記するとともに、備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。</u></p> <p>(例) (略)</p>

それぞれ次の例により記載する。

最大積載量欄には基準最大積載量を記載するとともに、特区最大積載量(構造改革特別区法附則第3条に規定する措置(構造改革特別区域基本方針2.(6))に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づき申請された自動車の基準緩和(以下「特区基準緩和」という。)の認定を受けた自動車の構造改革特区(以下「特区」という。)内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。以下同じ)を括弧で記載する。

車両総重量欄には基準車両総重量を記載するとともに、特区車両総重量(特区最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。)を括弧で記載する。

備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例1) 特区基準緩和の認定を受けた自動車

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
	[26000]		[35990]
- 人	18000 Kg	9990 Kg	27990 Kg

備考

特区基準緩和車

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(例2) (6)と特区基準緩和の認定を合わせて受けた自動車

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
- 人	[26000] 18000 [40000] Kg	9990 Kg	[35990] 27990 [49990] Kg

備考

特区基準緩和車

最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(8) (略)

(7) (略)

2 - 5 - 16 (略)		
記載を要する自動車	記載事項	記載例
1 . ~ 18 . (略)	(略)	(略)
19 . 「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」(平成 14 年国土交通省告示第 17 号。以下「低減装置評価実施要領」という。)の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置(第 2 種粒子状物質低減装置を除く。)を装着することにより「道路運送車両の保安基準第 31 条の 2 に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 310 号。以下「第 31 条の 2 告示」という。)第 4 条(軽油を燃料とする自動車にあっては第 4 条及び第 5 条)の基準(以下「NOx・PM法の基準」という。)に適合することが確認された自動車	優良低減装置が装着されている旨 優良低減装置の優良評価番号	優良低減装置付 評価番号MLIT-NPR-1
19 - 1 . ~ 25 . (略)	(略)	(略)

2 - 5 - 16 (略)		
記載を要する自動車	記載事項	記載例
1 . ~ 18 . (略)	(略)	(略)
19 . 「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」(平成 14 年国土交通省告示第 17 号。以下「低減装置評価実施要領」という。)の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置を装着することにより「道路運送車両の保安基準第 31 条の 2 に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 310 号。以下「第 31 条の 2 告示」という。)第 4 条(軽油を燃料とする自動車にあっては第 4 条及び第 5 条)の基準(以下「NOx・PM法の基準」という。)に適合することが確認された自動車	優良低減装置が装着されている旨 優良低減装置の優良評価番号	優良低減装置付 評価番号MLIT-NPR-1
19 - 1 . ~ 25 . (略)	(略)	(略)

### 第3章 自動車の審査（技術関係その1）

#### 3 - 21 （ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置）

3 - 21 - 3の2 （略）

3 - 21 - 3の3 軽油を燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるものは、保安基準第31条第14項第2号に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な装置が施されたもの」及び同項第3号に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取り扱うこととする。

(1) 後処理装置を用いないもの

(2) 酸化触媒のみによる後処理装置を用いるもの

(3) 触媒方式による連続再生式DPFであって次のいずれかに該当するものを用いるもの

(イ) フィルターの溶損を起こす温度以上に至る粒子状物質の堆積を防止するための強制的なフィルター再生制御（以下「強制再生制御」という。）を行う構造であり、強制再生制御機能に支障が生じた場合に、保安基準第31条第14項第4号に規定する警報装置が作動するもの

(ロ) 強制的にフィルターを再生させる機能を用いなくともフィルターの溶損を起こす温度以上に至る量の粒子状物質が堆積しない構造のもの

3 - 21 - 3の4 （略）

#### 3 - 21の2 （窒素酸化物等排出自動車の特例）

3 - 21の2 - 3 （略）

(1) ~ (6) （略）

(7) 型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（軽油を燃料とする自動車に限る。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表3の平均排出ガス基準以下であり、かつ、粒子状物質に係る諸元値が別表3の平均排出ガス基準を超えるもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき粒子状物質を低減する優良低減装置として評価・公表された装置（第2種粒子状物質低減装置を除く。）を、当該実施要領に基づき装着したもの。

(8) （略）

### 第3章 自動車の審査（技術関係その1）

#### 3 - 21 （ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置）

3 - 21 - 3の2 （略）

3 - 21 - 3の3 （略）

#### 3 - 21の2 （窒素酸化物等排出自動車の特例）

3 - 21の2 - 3 （略）

(1) ~ (6) （略）

(7) 型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（軽油を燃料とする自動車に限る。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表3の平均排出ガス基準以下であり、かつ、粒子状物質に係る諸元値が別表3の平均排出ガス基準を超えるもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき粒子状物質を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。

(8) （略）

附 則（平成 15 年 4 月 3 日検査法人規程第 1 号）

この規程は、平成 15 年 4 月 4 日から施行する。

ただし、2 - 5 - 9(7)の規定については、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。